

新潟県クラウドファンディングを活用した地域づくり活動資金 調達事業補助金実施要領

平成 31 年 4 月 1 日制定

令和 3 年 3 月 31 日改定

(趣旨)

第 1 新潟県クラウドファンディングを活用した地域づくり活動資金調達事業の実施については、新潟県補助金等交付規則及び新潟県クラウドファンディングを活用した地域づくり活動資金調達事業補助金交付要綱に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(実施方針)

第 2 本事業は、新潟県総合計画に即して実施するものとする。

(事業実施主体)

第 3 事業実施主体は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 新潟県内に主たる活動拠点を有し、総会や理事会等により団体の意思決定を行っていること。
- (2) 法人格の有無に関わらず、定款又は団体の規約を備えていること。
- (3) 住民主体の地域づくり活動に取り組む団体（NPO、自治会、まちづくり協議会等）であること。

(事業実施対象地域)

第 4 事業実施対象地域は、県内全域とする。

(事業内容)

第 5 事業内容

対象となる事業は、地域の実情に応じた先進的かつ具体的な取組全般として、その取組分野は限定しないものとする。なお、想定される取組分野は、次のとおりである。

- (1) 集落の維持・再生の取組
- (2) 買物・移動支援の取組
- (3) 交流・定住促進の取組
- (4) 地域医療、福祉の確保の取組
- (5) 産業振興、観光振興の取組
- (6) 地域文化、優れた景観の保全の取組

(事業の採択)

第6 事業採択の要件は、次に掲げる事項を全て満たすこと。

- (1) 地域の特性を活かすものであること。
- (2) 原則として新規に実施するものであること。ただし、既存事業の効果が著しく高められる事業については、この限りではない。
- (3) 地域住民が主体的に実施又は参画するものであること。
- (4) 地域の課題に対応し、地域ニーズを反映したもので、事業の継続性、発展性が見込まれること。

2 事業の採択は、1団体につき1事業とする。

(実施期間)

第7 本事業の実施期間は、交付決定年度内とする。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年3月31日から施行する。